

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

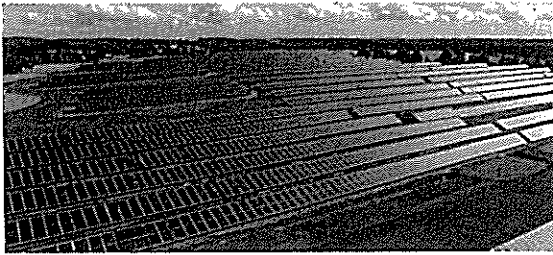
会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和7年4月15日				
表題と発行部数	奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 NewsVol.3 300部				
対象者	磯城郡居住者				
配布方法	郵送、手渡しなど				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 100%充当 その理由 全ての内容が充当するため				
内容	メガソーラー計画について アリーナ建設について 令和5年度決算の不認定について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	■■■■■	7,055 円	300 部	6
	※ 100 % 充当 7,055 円				
備考	添付資料： 奈良県議会会派 自由民主党・無所属の会 News Vol.3				

注 発行した広報紙を添付してください。



防災拠点での“大規模メガソーラー計画”に反対 県は断念へ

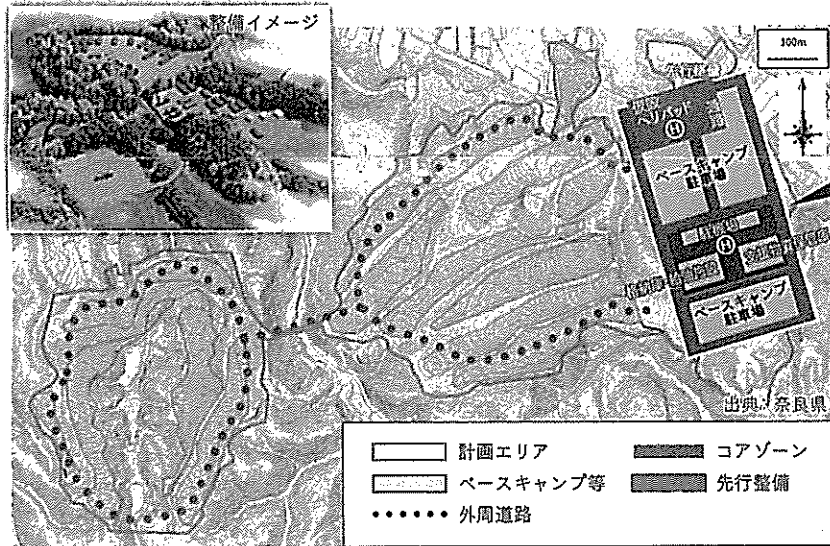


(イメージ)

南海トラフ巨大地震などに対応しようと、奈良県は五條市に敷地面積約64haの防災拠点を整備する計画で土地を取得しました。その重要な土地に、山下知事が突如として打ち出したのが「25haのメガソーラー計画」と1haのヘリポート案です。

私たち、奈良県議会 自由民主党・無所属の会は、そもそも防災拠点の面積や機能が大幅に足りていない中、県が「メガソーラー計画」を推し進めることに一貫して反対してきました。その上で、防災の

専門家による会議を新たに設置し、必要な機能などを再検討すべきと提案しました。この専門家会議の結果、メガソーラーの規模は0.21haとなり、当初の120分の1へと大幅に縮小されました。五條市では、先行して9.5haの防災拠点(コアゾーン)を整備することになり、今後は他府県等も応援できる環境を整えようという議論が始まろうとしています。



●コアゾーン(南部中核拠点の核となる区域)の機能と規模

機能	施設名	規模
進出・救助活動拠点	ベースキャンプ 駐車場	7.7ha
物資輸送拠点	支援物資保管庫	1,600㎡
航空搬送拠点	ヘリパッド 駐機場	1.5ha
	格納庫	500㎡
(航空支援拠点)	給油施設	800㎡
計		9.49ha

●整備の基本方針

防災機能を早期に整備し、県内外への支援力も向上させる。

第1段階 ヘリパッドと通路の先行整備

第2段階 コアゾーンの整備

第3段階 近隣府県への応援部隊受け入れ環境の整備

さらに、2月17日には、奈良県消防学校も、この防災拠点のすぐそばに設置されることが発表されました。訓練などの平時利用のほか、災害時に応援部隊に活用してもらうことができ、私たちが当初より提案していた内容となりました。奈良県や県民にとって良いことは進める、悪いことはブレーキをかけるという議会のチェック機能を果たすべく、活動してまいります。

経緯と問題点

- | | |
|----------|--|
| 2023年5月 | ・ 山下知事が就任し、五條県有地で計画されていた広域防災拠点計画の白紙撤回
・ その後、具体的な活用策は示されず |
| 2024年1月 | ・ 突如、同じ土地に約25haの大規模メガソーラー計画を発表
・ 県立橿原運動公苑を主要な唯一の防災拠点とする方針 |
| 2024年3月 | ・ 県議会でも防災拠点を充実させるための修正予算案を提案 |
| 2024年4月～ | ・ 有識者会議が設置され、専門家からもメガソーラー計画の妥当性に懐疑的な意見
・ 橿原市と五條市の2箇所に中核防災拠点を整備すべきという意見 |
| 2025年2月 | ・ メガソーラー計画を事実上断念すると知事が発表
・ 非常用発電設備として0.21ha(約120分の1)の太陽光発電施設の設置にとどまることに
・ 老朽化した宇陀市にある消防学校の移転先として五條市の防災拠点に一体整備を発表 |

揺れるアリーナ建設

2031年に開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会にあわせ、アリーナを新しく建設する構想がありましたが、知事の就任後、この関連予算が執行停止され、県立橿原公苑など「既存施設を活用する方針」が示されたことを受けて、議会で下記のような問題点を指摘しました。

既存施設の主な問題点

- 1 既存施設は 1984 年のわかくさ国体時に建設され、既に老朽化している
- 2 バリアフリーへの対応が不十分で環境が整っていない など

その後、奈良県は橿原公苑の第1・第2体育館を統合して新たなアリーナ施設の建設を発表しました。しかし、新たな案も十分な計画とは言えず、議会で問題点を指摘しました。

新たな案の問題点

- 1 用地面積が不足して十分な環境整備や観客席数の確保が難しい
- 2 駐車場の必要台数を確保できない
- 3 バスケットボールなどトップリーグ参加に必要な 5000 席が整備できない

これらを指摘した結果

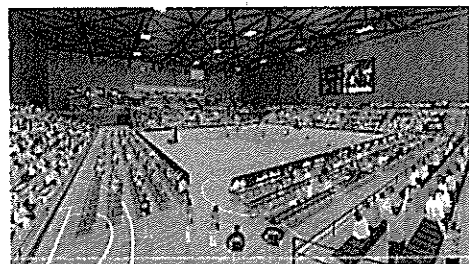
県立医大新駅の
西側に新アリーナを
建設へ

- ・ 5000人以上の観客席
- ・ バスケットコートをメインアリーナに3面、サブアリーナに1面整備

この一連の県の動きは、まるで思い付きのように方針が転々と変わる中で、具体的なビジョンが見えにくい現状を明らかにしています。プロのアスリートがその才能を最大限に輝かせる舞台となり、子どもたちが夢と希望を抱く新アリーナとなるべく、会派一丸となって不断の努力をしていきます。

新アリーナ建設をめぐる経緯

- 2023年5月
 - ・ 山下知事が就任し、多機能複合型アリーナを含むスポーツ施設整備推進事業を白紙撤回
 - ・ 新設はせず、既存施設で活用する方針を示す
- 2024年1月
 - ・ 橿原公苑内の第1体育館、第2体育館を解体・統合し、新設する方針を発表
- 2024年3月
 - ・ 予算案修正
 - ・ 橿原公苑以外の適地検討を提案
- 2024年11月
 - ・ 近鉄 医大新駅西側へ新アリーナ建設予定地を変更



(県のイメージ図)

令和5年度決算を不認定！

山下知事は就任後、予算執行停止により、いくつもの計画を白紙撤回しました。代替案が示されないものも少なく、その後に提示された案は計画性も実現性にも欠けるものでした。

決算とは？

県が1年間でどのようにお金を使ったかをまとめた県の最終報告書です。



決算の「不認定」とは？

県議会がその報告書に対し、十分な説明や透明性が欠けていると判断し、正式な承認をしなかった状態を意味します。



- ・ 予算執行停止後に何を指すのかというビジョンがなかった
- ・ 知事の指示で、事業を停止した理由や記録が十分に残されず、合理的な説明がなかった

賛成少数で不認定



決算不認定は、県政運営の改善が急務であるとともに、次年度の予算案編成ではこの指摘を活かしてもらいたいというメッセージです。県民の皆さんが納めるお金が、奈良県の未来につながる形で使われるよう、今後も厳しい目で県政を監視し、必要な取り組みを求めてまいります。



◀ 会派勉強会のようす

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和7年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費（年会費）			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6 % （懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。 ◆本会の活動頻度 年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に講演会を開催。尚、11 月は休み ◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加 ◆年会費支払いの効果 講演を聞き、聞いた内容を議会の質問に役立てることができる。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,220 円	講演会、懇談会（引落手数料 220 円を含む）	19
	同上	5,220 円	同上	39
	同上	5,220 円	同上	59
	同上	5,220 円	同上	80
	同上	5,220 円	同上	101
	同上	5,220 円	同上	120
	同上	5,220 円	同上	139
	同上	5,220 円	同上	158
	同上	5,220 円	同上	179
	同上	5,220 円	同上	198
	同上	5,220 円	同上	217
	同上	5,220 円	同上	236
	※すべて 66.6 % 充当 合計 5,220 円 × 66.6% × 12 ヶ月 = 41,712 円			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約（案）

(名 称)
第1条

本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)
第2条

本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)
第3条

本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発行及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)
第4条

本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県職会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

- 2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役 員)

第5条

本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| (1) 会 長 |1名 | (4) 政策委員長 |5名 |
| (2) 副会長 |2名 | (5) 会 計 |1名 |
| (3) 幹事長 |1名 | (6) 会計監査 |2名 |

- 2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。
- 3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)
第6条

役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総 会)
第7条

本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運 営)
第8条

本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経 費)
第9条

本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)
第10条

本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)
第11条

本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)
第12条

本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和7年5月29日				
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由（後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク）				
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバ使用料	アジャント	24,200 円	年額定額	35
	WEB サイト 作成料	アジャント	148,500 円	デザイン、作成等	36
	※サーバ使用料は、24,200 円の 50 % 充当 12,100 円 （令和7年4月～令和8年3月の12ヶ月分） ※ WEB サイト作成料は、148,500 円の 50 % 充当 74,250 円				
備考	ホームページアドレス：http://www.ioka.jp/ 添付資料 ホームページ保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

委託 : 井岡事務所
受託 : 有限会社アンシャンテ

ホームページ制作業務委託契約書

井岡事務所（以下「甲」という。）と有限会社アンシャンテ（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年8月13日

甲

井岡正徳

乙

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリーンショット等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
 2. 既存の写真・画像等のスキーマン（デジタルライズ）。
 3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、30日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの修正が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前には、甲はインターネット上に制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の解像度や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等は一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公断することができ。
4. 甲は、乙の文書による同意なしに制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- 第 15 条 条項の無効について
1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

- 第 16 条 秘密保持
- 甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。
- 第 17 条 準拠法について
- 本契約に関する準拠法は、日本法とする。
- 第 18 条 有効期間
1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約の存続期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

- 第 19 条 協議および管轄裁判所について
1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義が生じた場合には、法令、慣習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和7年11月12日（印刷）、令和7年12月8日（ポスティング）				
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 令和7年秋号 17,400部（予備400枚有）				
対象者	磯城郡在住者				
配布方法	ポスティング 16,792枚 手配り 1000枚				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 84.3%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キャッチフレーズ分等を除く				
内容	京奈和自動車道の整備促進について 農振法の改正の県事業への影響について 運転免許センター再整備計画について 令和7年度 磯城郡における事業予定箇所について 保田遊水池の供給について オーバルパークかわにしオープンについて 渇水対策について 米の安定生産について 高市総裁・総理誕生について 奈良県連の体制一新について				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷・折加工代	(株)フットアップ・スタイル	519,200円	17,400部	145
	ポスティング	■■■■	170,370円	13,892枚	165
	ポスティング	■■■■	88,200円	2,900枚	164
※ 84.3%充当 印刷代 合計 437,685円 ポスティング ■■■■ 143,621円 / ■■■■ 74,352円					
備考	添付資料： 井岡まさのり県議会だより 令和7年秋号				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会議員 磯城郡選出

井岡まさのり県議会だより

【発行責任者】井岡正徳 〒636-8501 奈良県登大路町30番地(自由民主党奈良県会館) TEL 0742-27-8952

令和7年

秋号

磯城郡版



政策力!!
行動力!!
実行力!!

自由民主党
奈良県連前幹事長 6期

井岡まさのり

- 最終学歴** ▶同志社大学大学院 博士課程前期修了(修士)
- 現職** ▶自由民主党・奈良県支部連合会 副幹事長
▶奈良県議会 建設委員会委員 ▶奈良県テニス協会会長
- 経歴** ▶奈良県議会・副議長(101代・102代) ▶奈良大学附属高等学校育友会会長
▶田原本中学校PTA副会長 ▶榎原青年会議所副理事長



京奈和自動車道の整備促進に向けて

9月議会において、京奈和自動車道整備及び周辺道路網整備の進捗状況について知事に質しました。

県では、令和7年度当初予算で149億円を計上し、国及びNEXCO西日本との合併施工により、榎原北ICから榎原高田IC間の延長4.4km区間、及び(仮称)奈良ICから郡山下道JCTの6.3km区間の改良工事、橋梁下部工事を進めているところです。

本年10月には3府県で組織する京奈和自動車道建設促進協議会が、早期全線完成を目指し、東京において建設促進大会を開催することにも、国への要望活動を実施しました。

また、(仮称)田原本ICは、大和御所道路の全線開通に合わせて整備される予定になっています。沿線の土地利用を進め、地域振興に繋げるためにも、IC周辺の道路網整備を同時に進めることが求められます。県においても道路網整備の必要性は認識されており、国への要望を引き続き実施していく旨の答弁がありました。

農振法の改正の県事業への影響は?

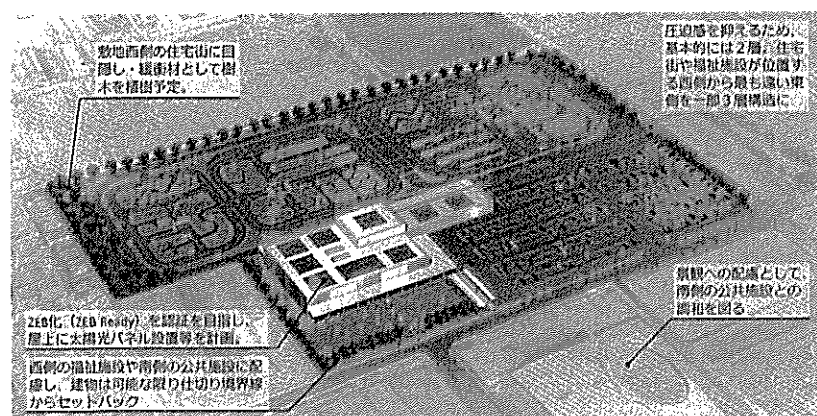
昨年6月議会の一般質問において確認したところですが、昨年6月に農業振興地域の整備に関する法律が改正され、農業振興地域農用地区域の変更に対する国の関与が強化され、除外要件が厳格化されることとなりました。令和7年6月27日には、農業振興地域の整備に関する法律に規定される農用地等の確保等に関する基本指針及び農業振興地域制度に関するガイドラインが改正公表されました。

ガイドラインによれば、「民間開発等による農用地区域からの除外面積が毎年一定面積(奈良県では31.5ha)を上回った場合」あるいは「公共事業を含め除外が進み、県の面積目標を下回った場合」は、市町村と協議し、農用地区域の編入、荒廃農地の解消、農用地の造成といった影響緩和措置を5年以内に実施しなければなりません。

現在、県では農用地区域の面積目標等を定める「奈良県農業振興地域整備基本方針」について年度内の策定・公表に向けて関係機関、国と協議を進めているところです。

また、県が実施する事業については、一定の条件を満たし、国の同意が得られれば面積目標の引き下げが認められることとなっています。例えば、運転免許センターの整備などの県のプロジェクトについては県が独自に考慮すべき事由に該当するという考えに基づき、県の基本方針に定める面積目標の引き下げに向けて、国の同意を得るべく協議を行っているところです。

なお、今回設定される面積目標に対して、農用地の除外の対象とできるのは、一定の要件(地区計画の策定された令和17年までに実施される事業など)を満たすものだけです。次の面積目標の設定は5年後となることから、現状で計画されていない新たな産業用地の創出等の事業は狭き門となっています。



新しい運転免許センターのイメージ図

運転免許センター再整備計画

令和7年3月に奈良県警察運転免許センター再整備基本計画が策定され、新たな運転免許センターの内容が明らかとなりました。

今後、①運転者教育施設としての機能整備、②将来の免許制度改正、環境変化を見据えた施設整備、③来場者数の変動に対応できる施設整備、④高齢者にやさしく、すべての利用者にとって使いやすい施設整備、⑤環境配慮、LCCを踏まえた長寿命施設、⑥周辺環境へ調和した施設整備の6点を基本方針として整備が進められ、令和13年度に供用を開始する予定です。

令和7年度 磯城郡における事業予定箇所

磯城郡において令和7年度に実施予定の道路整備、河川整備に係る事業箇所はこの図の通りです。県民のみな様の安全性、利便性が向上するよう、進捗状況を確認し、速やかに事業が進むよう、引き続き県に働きかけてまいりますので、これら事業に係るご意見、ご要望がありましたらぜひお聞かせください。



▲天理王寺線(結崎工区)

新川(小柳)
・飛鳥川合流点の逆流防止樋門が令和5月末に完成し、地元説明及び引継ぎを実施
・令和7年度に逆流防止樋門の下流護岸の工事を実施予定

天理王寺線(保田橋補修)
・令和7年度に補修工事を実施予定
・町道への移管について協議、手続き

天理王寺線(結崎)
・現在施工中の踏切東側の函渠工事は7月完成予定
・ファミリー2号踏切について川西町と連携し近鉄委託により閉鎖を予定
・近鉄が踏切部の修正設計を実施

結崎田原本線(結崎～三河工区)
・伴堂交差点北西部において文化財発掘調査及び擁壁工事を実施中
・伴堂交差点コンビニ跡地において文化財発掘調査を実施予定
・橋梁詳細設計を実施中

寺川(堤防舗装)
・令和7年度に舗装工事を実施予定

歩行空間の整備(宮古)
・結崎田原本線(宮古(京奈和前後))の通学路対策について奈良国道事務所と連携し、区画線及びグリーンベルトの設置を予定

寺川(伐採)
・護岸工事を実施

歩行者空間の整備(大安寺)
・大和高田桜井線(大安寺)における交差点のコンパクト化について田原本町との協議を予定

大和高田桜井線(誘導ブロック)
・大和高田桜井線(宮森)における踏切内に視覚障がい者用誘導表示設置を予定

飛鳥川(伴堂)
・迂回路工事で買収地から特定産業廃棄物が発見されたため中断
・令和7年度は上流側護岸の整備方法を検討

かんでん川(樋門)
・令和7年度に補修工事を実施予定

桜井田原本王寺線(幸町交差点)
・令和7年度に町と連携して歩道整備工事(通学路安全対策)を予定

田原本停車場線(バリアフリー対策)
・田原本駅北側踏切における近鉄協議準備を予定
・ロータリー北側の駐停車対策(区画線)を予定
・田原本駅南側踏切における踏切内に視覚障がい者用誘導表示設置を予定



▲桜井田原本王寺線(幸町交差点)



▲田原本停車場線(バリアフリー)

保田遊水池の供用開始

現在、国土交通省では大和川の河川改修事業の一つとして、大和川本川において総洪水調節容量が概ね100万 m^3 の遊水池整備を行っています。この遊水池整備では、5つの遊水池が整備される予定であり、本年6月より第一号となる保田遊水池の運用が開始されました。

保田遊水池は、面積約7ha、最大で約23万 m^3 の洪水をためることができます。さらにこの保田遊水池は、大和川の洪水(外水)だけでなく、周辺に降った雨による水(内水)も取り込める、全国的にも珍しい「内水・外水対応型」の遊水池です。

保田遊水池の周辺では保田川・曾我川といった大和川の支川が流れており、大和川の外水氾濫だけでなく支川による内水氾濫に悩まされてきました。この施設の完成により、大和川の洪水対策に加え、周辺地域の浸水被害の軽減にも大きな効果が期待されています。



保田遊水池の完成予想図

保田遊水池の諸元	
貯留量	23万 m^3
面積	7ha
周囲堤	740m
樋門	3基
保田川水路	380m

例えば、浸水家屋数が1万戸を超える戦後最大の洪水被害となった昭和57年8月の洪水(柏原上流域の12時間雨量が146 mm)を想定してシミュレーションを行った場合、内水取込施設の整備により、浸水範囲面積が6ha減少するという結果も得られています。

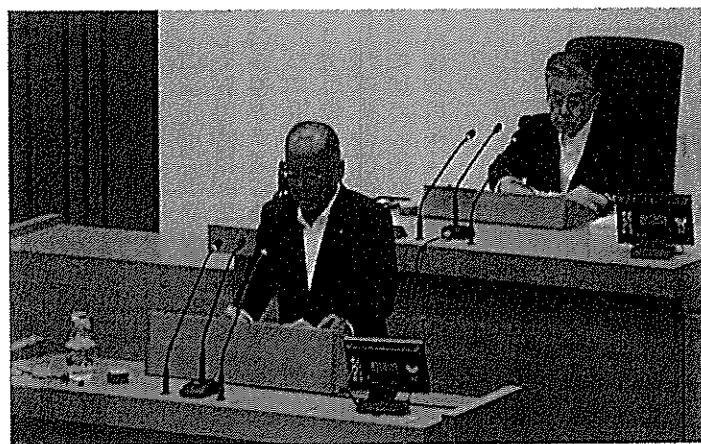
オーバルパークかわにしがオープン

保田遊水池は、洪水時に大和川流域の浸水被害を軽減する重要な役割を担いますが、同時に、約6 km^2 という限られた面積の川西町にとって、地方創生を推進する貴重な資源でもあります。

遊水池は「平常には水を貯めず治水目的として利用することがない」、「底面がコンクリートで覆われている」といった施設の特性を活かし、加えて、インラインスピードスケートが注目度の高い競技である点に着目し、国際規格に準拠したオーバルトラックが整備されました。

川西町では、令和6年12月16日にローラースポーツの普及と地域活性化を図るため、ワイルドスケートジャパンおよび奈良県ローラースポーツ連盟と保田の上面利用について連携協定を締結しました。令和7年4月19〜20日には、事前の社会実験として第70回全日本トラックレーススピード選手権大会が開催されました。今後は、全国大会や国際大会出場の見込みも進む予定であり、世界を目指すアスリートの育成拠点として期待されています。

また、遊水池の上面利用についてはローラースポーツだけでなく、3×3のバスケットボールコートや芝生広場などが整備され、令和7年5月に「オーバルパークかわにし」としてオープンしました。今後、多様な活動を楽しめ、町内外の方々が集う町のシンボルとなることが期待されています。



奈良県議会 令和7年9月定例会 自由民主党・無所属の会 代表質問

渇水対策

近年、温暖化の影響もあり、夏季には酷暑が続く、降雨の状況によっては渇水が生活や農業に大きな影響を与えています。今年の夏も酷暑と少雨により全国的に渇水が問題となっていたことから、知事に奈良県の状況を質しました。

本年7月は雨が少なく、奈良県の水源である至生ダム、大滝ダムの貯水量が低下し、渇水が心配されました。8月に入り国土交通省から自主的な節水対応を行うよう要請がありました。9月5日の台風15号の到来により、9月8日に国道交通省からの要請は解除され、事なきを得ました。

農業用水についても、少雨による吉野川分水への影響が心配されました。しかし、大和平野土地改良区と連携して水利権利者である国に働きかけることにより、通水を止

めなければならぬ日を通水日に変えるなど柔軟な対応が行われました。

また、県内の主要なため池(白川ダム、斑鳩ため池、倉橋ため池、高山ため池)においても水不足が心配されましたが、農家の方々の節水の努力により、農業用水を必要とする9月下旬までの間、特に問題なく農業用水の供給ができました。

今後、渇水の影響が県民の生活や農業に影響を及ぼすことがないよう、国、奈良県、水道企業、大和平野土地改良区といった関係機関と連携しながら、奈良県として生活用水、農業用水の供給に取組んでいくことの知事の姿勢を確認しました。

吉野川分水とは

本県の主要な水田地帯である大和平野は、年間降水量が極めて少なく、しかも大和平野を流れる大和川は、盆地部(約300 km^2)に比較して流域が極めて小さい(約69.4 km^2)ため、大和平野は「大和豊年米食わず」といわれるように、古来より、恒常的な農業用水不足に悩まされてきました。ため池の構築が盛んに行なわれたなど、種々の工夫がなされてきましたが、その効果にも限界があり、用水不足を根本的に解消するには至りませんでした。

江戸元禄の時代から吉野川(紀の川)の水を大和平野へ引き入れる計画が幾度となく提案されてきましたが、当時は工事の難しさ、資金が膨大になること、そして和歌山県との調整など、多くの問題により実現には至りませんでした。

昭和27年に始まった世紀の大事業「津川紀の川総合開発」により、昭和31年にはじめて吉野川の水が大和平野に分水されました。

以来、工事の進捗とともにそのおかげで大和平野は潤い、安定した営農が可能となりました。また、吉野川分水は地下水のかん養や水質保全等にも大きく役割を果たしています。

(大和平野土地改良区HPより作成)

米の安定生産に向けて

昨年から今年の夏にかけて、平成5年に発生した、記録的な冷夏に起因する「平成の米騒動」以来の米の供給不足、米の高騰が全国的な問題となりました。国民の主食である米を安定的に生産・流通させることの重要性を改めて感じるようになりました。そこで、9月議会において知事に奈良県での米の安定生産に向けた取組状況について質しました。

奈良県では、ヒノヒカリを奨励品種に認定することともに、優生種子の供給、農業者に対する栽培指導などに取組まれてきました。

これまで、一等米比率90%前後を確保してきましたが、令和6年度は気温が高く米の高温暖害が発生し、主力品種であるヒノヒカリの一等米比率が令和5年度の89.6%から20.4%にまで大きく低下しました。

このことを踏まえ、令和7年度米の生産に向けて、高温対策として田植え時期、水の管理方法などの農業者への情報提供に力を入れるとともに、奈良県農業振興事務所による現地指導が強化されました。

加えて、地球温暖化の影響で病害虫の発生状況が変化してきたことを踏まえ、県病害虫防除所が農地を巡回調査し、病害虫情報を農業者や関係機関に発信してきました。令和7年度はカメムシが高温の影響で多く発生、注意報発出し現地指導が実施されました。

現在、国等で育成された高温耐性品種について県内での栽培適正を調査するため生産現場での栽培実証に取り組んでおり、有望な品種について将来的に奨励品種に採用し栽培指針を作成するなどにより普及していくこととなります。

以上のように、知事から、今後とも技術指導、新品種の導入、病害虫発生情報の提供など、米の振興策を積極的に実施し、奈良県産米の安定生産・供給に取組んでいく考えが示されました。

高市総裁・総理誕生

9月6日に自民党奈良県連総務会を行い、自民党総裁選前倒しを求めることに、自民党奈良県連全会一致で決定し、後日、自民党本部に伝えることとなりました。



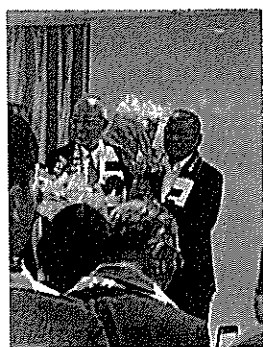
全国的に同様の決定がなされたことを踏まえ、9月22日に自民党総裁選が告示されることとなりました。

10月4日には、決戦投票の末、都道府県連票47票のうち36票、国会議員票294票のうち149票を得て、奈良県から初、女性から初の自民党総裁が誕生しました。

私は、奈良県連幹事長として総裁選前倒しが行われる前から、8月26日の自民党兵庫県連訪問を皮切りに、青森から長崎までほぼ全国の都道府県連関係者に会い、各地の現状を聞き回り、高市総裁誕生に向けての支援を求めて全国行脚を行いました。

その甲斐あってか、予想以上の党員票を頂きました。全国の党員の皆様に感謝申し上げます。

総裁選終了後は、公明党の連立離脱の衝撃、日本維新の会との連立合意と目まぐるしく状況が変化しましたが、10月21日の臨時国会において、石破前総理



の辞任を受けて首班指名が行われ、めでたく、奈良県から初、女性から初の日本国総理大臣が誕生しました。

これから日本の政治が奈良県から大きく前進していくことに期待しています。

私も、地方政治を担う自民党の一員として、高市政権を支えていく決意を新たにしているところです。



奈良県連の体制一新

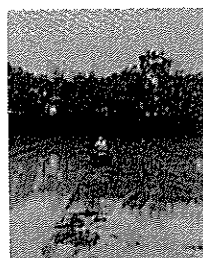
本年1月で奈良県連幹事長職は任期満了でした。その時から辞意を申し出ておりましたが、堀井蔵会長が自分自身の参議院選挙が7月にあるので手伝ってほしいと慰留され、その後高市早苗代議士の自民党総裁選もあり先延ばしになっていきましたが、この度の自民党奈良県連役員改選に伴い、2期目の若い足田県議に幹事長職を引き継いでいただく事になりました。

この度の高市早苗新総裁の誕生に、全国を駆け巡り、一役を担えたことが何よりの誇りです。

今後は、若い役員達を陰となり引き続き副幹事長として奈良県連を支えて行きますので、今後ともご支援をよろしくお願い致します。

編集後記

3年ほど前から、野菜づくりをしています。じゃがいも・さつまいも大根・人参・にんにく・玉葱・茄子・ミニトマト・オクラ・枝豆など、作り方はYouTubeを参考に、近所の方の助言もありなんとか育てられています。また、今年から500坪程の3年休耕していた田んぼに米を植えることにしました。トラクターでの耕運や代かき・除草など管理は私が行っていますが、総裁選で全園をとり回していた間、隣の田んぼの持ち主が半分程の草刈りをしてくれていたこともあり、被害もなくすくすくと育ち、10月8日には稲刈りをさせていただきました。翌日には玄米を袋入れして持ってきていただきました。



自民党入党のお願い

自民党に入党して、自民党総裁選の投票権を得ましょう

※総裁選挙の前2年継続して党員の方は、総裁選挙の有権者になります。

- 入党資格
- ① わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
 - ② 満18歳以上で日本国籍を有する方
 - ③ 他の政党の党籍を持たない方

◆一般党員4,000円 ◆家族党員2,000円

※「入党申込書」を送付させていただきますので、ご連絡下さい。

TEL:0744-33-0506 FAX:0744-32-7868 masanori@ioka.jp



令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10 電話 0744-33-0506 延べ床面積 149.56㎡の内43.46㎡
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☒ その他（関連会社の事務所等）
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 株式会社 西和物流） 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態による場合（使用面積による） ☒ 事務所全体面積43.46㎡（a）うち政務活動使用面積 21.73㎡（b） $(b) / (a) = 21.73 / 43.46$ 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 （按分率の考え方：事務所使用面積で按分）
⑦駐車場代の計上	☐ 無 ☒ 有 ☒ 来客専用 按分率 1/6 （按分率の考え方：他事務所及び後援会・政党事務所との面積按分）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 （按分率の考え方：事務所使用面積で按分）
⑨備考	※駐車場及び光熱費（電気代のみ）については、他事務所及び後援会・政党事務所との面積の 1/6 を按分している。

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社西和物流(以下甲という) と 借主 非岡正徳(以下乙という) とは、
以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1表 賃貸借物件の表示

物件名称 西和物流 阪手第2貸事務所
所在地 奈良県磯城郡田原本町阪手 630 番地の10
物件構造 木造モルタル壁 2階建 (一部3階) 一棟
床面積 1階 59.19 m² 2階 70.06 m² 3階 20.31 m²
駐車場 2台

第2表 賃貸借期間

契約期間 令和6年3月1日から令和13年3月31日まで

第3表 賃料その他の負担

家賃 月 102,000 円 (共益費及び水道料金、駐車場2台分込み)

(総 則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条
件で乙に賃貸する。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所及び店舗用のみに使用し、その目的以外には使用しないも
のとする。

(契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、
甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新され
るものとする。

(賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚架
約時の賃貸借料及び共益費等で一カ月末満の賃料は日割計算とする。

(賃借人の管理業務及び諸費用)

第5条

- (1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければならない
、い。
(2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を

故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならない。
(4) 本物件の設備・備品等の一切を乙が管理し、其用の負担をすること。

(5) 町内会費等の町内の出費に関する乙の該当費用の支払いは乙の負担とする。
(6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙
が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃
貸借料・共益費及び駐車場料等の額の改訂を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。
(2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
(3) 建物に改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による
承諾を得なければならない。

- (1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
(2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び 敷地の現状を変更
しようとする時。

(賃借人の雇用事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を
書面によって届け出なければならない。

- (1) 乙又はその使用人が、引続き3ヶ月以上本物件に於いて 事務所として使用し
なくなるとき。

(2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。

(3) 乙が死亡又は解散したとき。

(4) 本物件が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

(1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は 一部を、転貸し、もしくは本物件の賃
借権を譲渡してはならない。

(2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他
の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外での炊事、
宿泊をしてはならない。

(解約予告)

第11条

- (1) 乙は賃貸借期間内であっても甲に対し、3ヶ月の予告期間をもってこの契約の解除を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時解約することができる。
- (2) 前項の規定による解約申し入れ又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の苦面による承諾なくして乙はこれを撤回しまたはとりけすことができない。

(契約解除権)

第12条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本物件を風紀衛生上好ましくない状態で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき。
- (2) 申込等々に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき。
- (3) 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき。
- (4) 賃料等を1ヶ月以上滞りしたとき。
- (5) 賃料等の支払いが滞り甲乙間の信頼関係を著しく害されたと甲が認めたとき。
- (6) 財産の差押え、仮差押え、仮処分を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき。
- (7) 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき。
- (8) その他この契約の各条項のひつにでも違反したとき。

(立入点検ならびに原状回復義務)

第13条

- (1) 甲が建物の管理上本物件に関し調査を求めたときは、乙はこれに協力しななければならない。
- (2) 乙は本物件から退去しようとするときは、退去する日までに賃貸借当時の原状に回復しなければならない。
- (3) 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

(火災及び天災)

第14条

- (1) 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- (2) 乙は甲の責任に問わず、本物件が天災、火災、盗難等の被害に遭った場合、その損害を早に請求してはならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習等に従い

道義的に解決するものとする。

(審判裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

1、 借主が行う、この底内装の改修(令和6年2月から3月)を、貸主は承諾することとします。

2、

●家賃等の支払いは【銀行振込】となっていますので下記の口座に振込みをお願いします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名)

(口座種別)

(口座番号)

(口座名義人) (株) 西和物流 (西和物流)

※『振込手数料』は『貸借人』の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため本契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各2通を保存する。

令和6年3月1日

甲 (賃貸人) 住所 奈良県磯城郡田原木町阪手 630 番地

氏名 株式会社 西和物流

電話 0744-33-0377



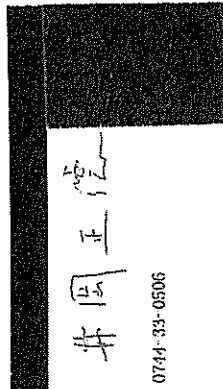
乙 (賃借人)

住所

氏名

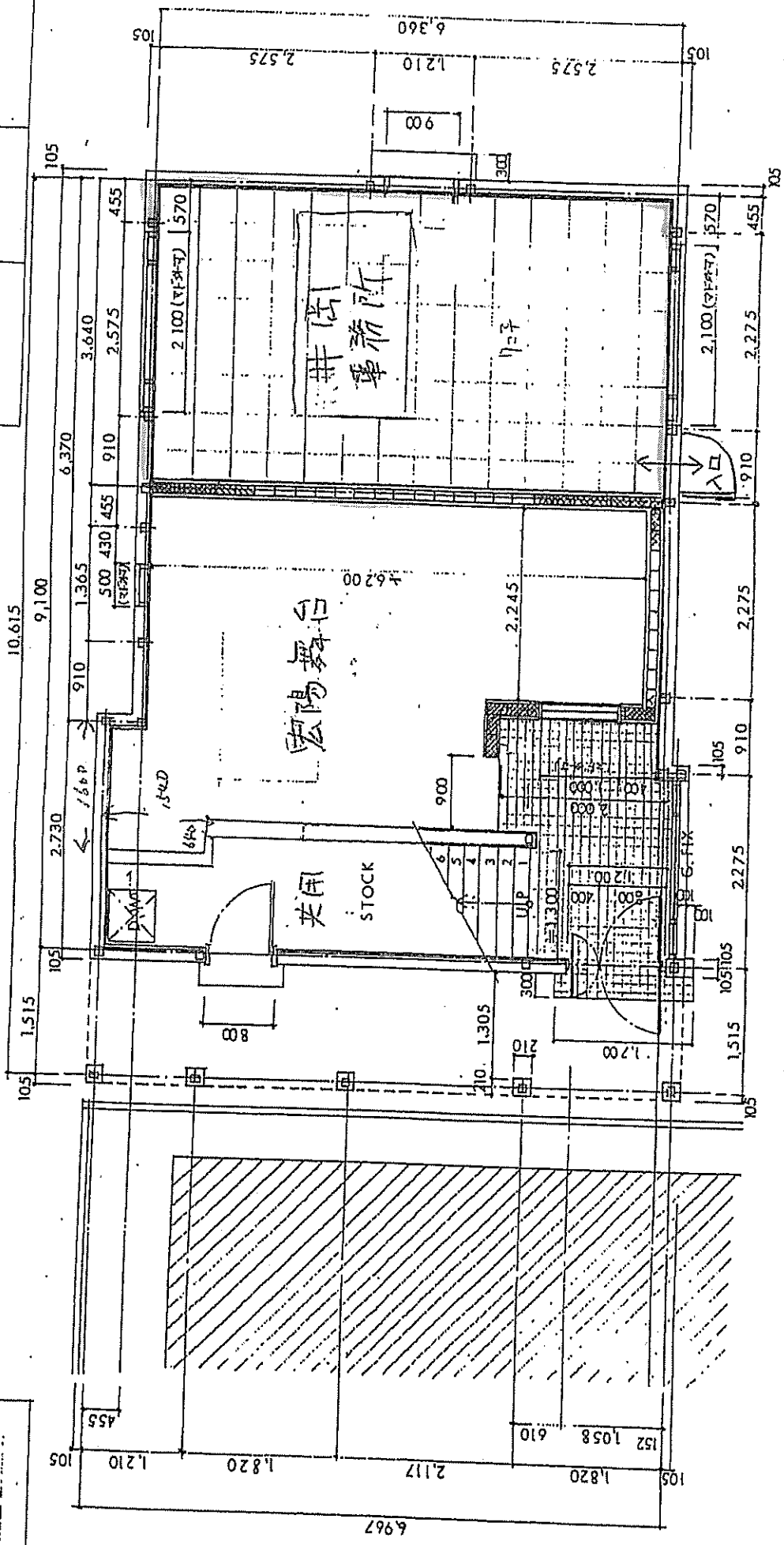
井岡正広

電話 0744-33-0506

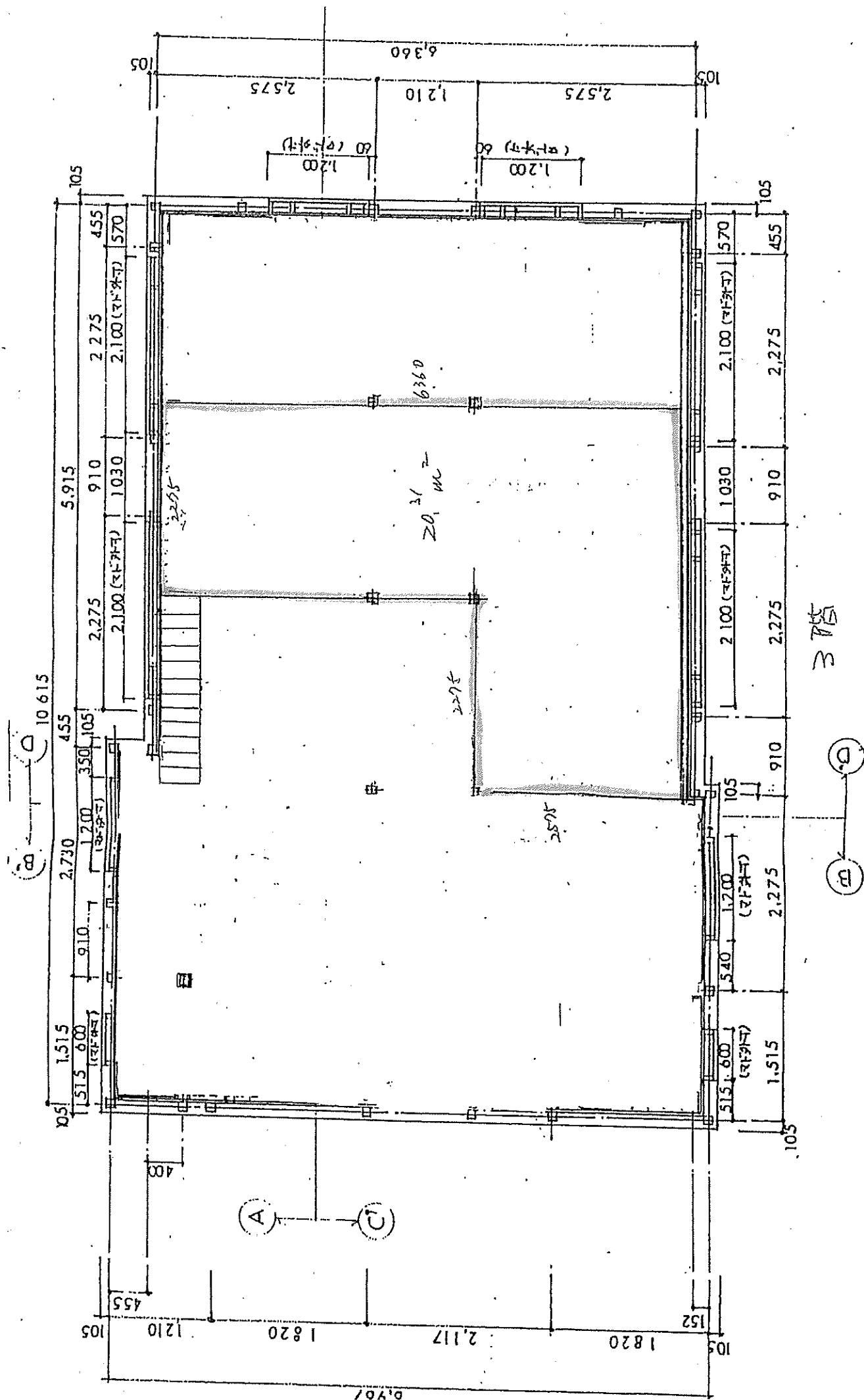


	事務所	36.314 m ²
	1 階 合 計	23.150 m ²
		59.464 m ²

2015



26.044
0.728
0.6944
27.4662



自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 [REDACTED] と 賃借人 井岡正徳 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 629 番地の 1 他

第2条 賃借料は、壹ヶ月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の壹ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 賃料の支払いを、壹ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は壹ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については壹ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 （特約事項）

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。
2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各壹通を所持します。

平成28年4月1日

賃貸人	住 所	奈良県磯城郡田原本町大字阪手 623 番地
	氏 名	テナント会
	電 話	0744-33-4095

賃借人	住 所	[REDACTED]
	氏 名	井岡 正徳
	電 話	[REDACTED]

令和7年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	120,000円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☒ 租税関係書類 ☒ 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日	
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所	
従事すべき業務の内容	事務全般	
就業時間	始業・終業の時刻	自 13時00分 至 17時00分
	休憩時間	なし
休 日	基本は日・祝祭日・火曜日・木曜日	
賃 金	給与区分	月給
	基本給	月 給 120,000円
	諸手当	なし（給与に含む）
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%
		法定休日125% 法定外休日125%
締切日／支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし	
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無	
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。	
その他		

令和7年4月1日

労働者氏名 [REDACTED]

所在地 [REDACTED]

事業主 名 称 [REDACTED]

氏 名 井岡 正徳 [REDACTED]

令和7年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000			1,440,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	0	0	1,440,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750			21,000
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
控除計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
差引支給額	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	118,250	0	0	1,419,000

720,000

勤務日数	13	12	11	14	12	13	11	12	13	14	14	12			151
勤務時間	71	70	68	72	69	70	68	70	71	69	72	70			840

昭和8年分報告書

職名	氏名	
田中	竹澤安作	

職名		氏名	
甲・乙		扶養家族	

[illegible]

500,000									
勤務日数	12	14	12						38
勤務時間	70	72	70						212

第11号様式の12（第5条関係）

令和7年度雇用状況報告書	
会派・議員名 井岡 正徳	
①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③雇用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	時給1,200円 （ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）
⑥按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☒ 租税関係書類 ☒ 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日	
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手 630 番地 10 井岡事務所	
従事すべき業務の内容	事務全般	
就業時間	始業・終業の時刻	自 9 時 00 分 至 13 時 00 分 週 5 回
	休憩時間	なし
休 日	基本は日・祝祭日・土曜日	
賃 金	給与区分	時 給
	基本給	時 給 1,200 円
	諸手当	なし（給与に含む）
	割増賃金率	法定時間外 125% 所定時間外 125%
		法定休日 125% 法定外休日 125%
締切日／支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし	
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無	
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する 30 日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。	
その他		

令和7年4月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

令和7年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	55,000	54,450	57,200	62,400	62,400	60,600	63,000	65,400	69,600	61,200	61,200	68,400			740,850
家族手当															0
役職手当												30,000			0
															30,000
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	0	30,000
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	55,000	54,450	57,200	62,400	62,400	60,600	63,000	65,400	69,600	61,200	61,200	98,400	0	0	770,850
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	55,000	54,450	57,200	62,400	62,400	60,600	63,000	65,400	69,600	61,200	61,200	98,400	0	0	770,850

352,050

勤務日数	13	14	17	17	17	17	20	16	19	17	15	15			197
勤務時間	50	49.5	52	52	52	50.5	52.5	54.5	58	51	51	57			630

令和8年分 給与台帳

井岡正徳

職名		氏名	
甲・乙		扶養家族	

[illegible]

100,000									
勤務日数	17	15	16						48
勤務時間	52	52.5	50.5						155

井岡 正徳 様

店番 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]

総合口座
総合貯蓄口座通帳

南都銀行

18 07-10-27 ペイジー 52,260 サクライハム

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書

32309

令和7年度

令和7年度

桜井 人

税務署名

税務署番号

税務署使用欄

110

整理番号

納期等の区分

令和7年6月

支払分還集所得税
及び復興特別所得税

区分	支払年月日	人	金額	税	金額
俸給・給料等 (01)	令和7年6月30日	3	2,632,050	円	52,260
賞与(役員等を除く.) (02)	令和				
日雇労働者の 賃金(06)	令和				
退職手当等 (07)	令和				
税理士等の 報酬(08)	令和				
役員賞与 (03)	令和				
同上の支払 決定年月日	令和				

住所
(所在地)

(電話番号 0744 - 33 - 0506)

氏名

井岡正徳

様(御中)

令和7年1月1日分～令和7年6月30日までの分

摘要

年末調整による
不足税額(04)

▲

年末調整による
超過税額(05)

▲

本

52,260

延滞税

合計額

52,260

所得税徴収高計算書用紙の送付の要否

◎ 1 送付不要 ○ 2 送付希望

※ 「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」について

給与所得等の所得税徴収高計算書(納付書)の用紙につきましては、原則として、年末調整の時期に合わせて、源泉徴収義務者の皆様に税務署から送付させていただきますが、電子納税をご利用の方につきましては、税務署からの所得税徴収高計算書(納付書)の用紙の送付を省略させていただきますと考えております。

つきましては、今後のご要望の確認のため「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」または「2 送付希望」のいずれかを選択願います。原則として、7月20日(休日や土曜日に当たるとは、その休日明けの日)のご希望状況をもって、その年の発送要否の判定をさせていただきますので、予めご承知おき願います。

なお、初期値は「1 送付不要」が選択されていますので、用紙の送付を希望される方は「2 送付希望」を選択してください。

ご協力ありがとうございます。

